

●香川県警察本部告示第5号

香川県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

香川県警察本部長 木 下 慎 哉

香川県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程

香川県個人情報保護条例施行規程（平成18年香川県警察本部告示第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第14条関係）		別表第2（第14条関係）	
区 分	金 額	区 分	金 額
1 略		1 略	
2 写しの大きさが日本工業規格A列3番を超えない場合で当該写しがカラーであるとき。	1枚につき <u>20円</u>	2 写しの大きさが日本工業規格A列3番を超えない場合で当該写しがカラーであるとき。	1枚につき <u>100円</u>
3 略		3 略	
4 写しの大きさが日本工業規格A列3番を超える場合で当該写しがカラーであるとき。	1枚につき <u>20円</u> に日本工業規格A列3番による用紙を用いて写しを作成することとした場合に要する用紙の枚数を乗じて得た額	4 写しの大きさが日本工業規格A列3番を超える場合で当該写しがカラーであるとき。	1枚につき <u>100円</u> に日本工業規格A列3番による用紙を用いて写しを作成することとした場合に要する用紙の枚数を乗じて得た額
5～8 略		5～8 略	

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。